

申告納入期限の特例申請のお願い ※希望する方のみ

特別徴収義務者の事務負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申告納入期限の特例を受けることができます。

※詳しくは特別徴収事務の手引19ページをご確認ください。

●申請から適用までの流れ

- ・「宿泊税の提出期限等の特例承認申請書（第14号様式）」を提出してください。
※様式同封しております。

↓

- ・「宿泊税の提出期限等の特例適用者承認・不承認通知書」にて通知します。

↓

- ・「特例の開始」について

特例の適用が承認された場合は、承認通知書に記載の特例適用開始月の宿泊分から対象となります。この特例は適用の要件を満たしていれば、その適用を継続しますので、毎年申請する必要はありません。

●適用の取消について

年度の途中に適用の要件を満たさなくなった場合は、その年度の3月申告分（2月宿泊分）まで特例は適用されますが、翌年度の4月申告分（3月宿泊分）からは特例の適用が取り消されます。

●適用要件について

- ①申請書を提出した日の「前12か月間に納入すべき税額が240万円以下」であること

※令和7年10月31日まで「前3か月間に納入すべき税額が60万円以下」と読み替えます

- ②～④省略。該当する事業者様は申請時にお伝えします。

- ⑤申請月の「12か月前まで」に経営を開始し、特別徴収義務者申告書を提出していること

※令和7年10月31日までは「6か月前まで」と読み替えます

●申請の具体例 ※令和7年10月31日まで

・令和6年7月31日以前から営業を開始している場合

令和6年11月宿泊分から令和7年1月宿泊分までの3か月間において、納入すべき宿泊税額の合計が60万円以下の場合は、申請が可能です。

※ 令和7年3月宿泊分（4月末納期分）から適用を希望される場合、令和7年3月1日から4月30日までに申請してください。

・令和6年8月1日以後に営業を開始している場合

営業開始後6か月を経過した日の属する月の翌月より、申請日前3か月間において、納入すべき宿泊税額の合計が60万円以下の場合は、申請が可能です。

【特例の承認を受けた場合の申告納入期限】

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月分 4月分 5月分	6月末日	9月分 10月分 11月分	12月末日
宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
6月分 7月分 8月分	9月末日	12月分 1月分 2月分	3月末日

※ 年4回の申告納入期限は、表のとおり「6月、9月、12月、3月」の末日のみとなります。
他の月末は設定されませんのでご注意ください。

(例) 4月分（5月末日納期分）以後の税額について、特例の申請が承認された場合、4月分と5月分を6月末日までに申告納入し、6月分から表のとおり3か月分をまとめて申告納入となります。

※ 4月分、5月分、6月分を7月末日までに申告納入するという適用にはなりません。

◆令和7年度における申告納入期限の特例

適用要件①と⑤に該当しない場合でも、令和7年3月宿泊分から令和8年2月宿泊分までの申告納入に限り、該当するものとみなして申告納入期限の特例を受けることができます。

- ・「宿泊税の令和7年度における申告納入期限の特例に関する申請書（第23号様式）」を提出してください。 ※様式はニセコ町ホームページに掲載しております。
↓
- ・「宿泊税の令和7年度における申告納入期限の特例適用者指定通知書」にて通知します。
↓
- ・「特例の開始」 ※令和7年度のみ適用となります。